

令和4年4月1日

大浦小学校いじめ防止基本方針

太良町立大浦小学校

1 策定の意義

いじめは人権の侵害であり、児童の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。

そのため、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このことから、本校は、これまでの、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・いじめ事案への対処、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域・関係機関等と連携して取り組むために、「大浦小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義（法第2条を参照して）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくり、全教育活動における取組を通して児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめ防止に係る指導内容をプログラム化（「大浦小いじめ防止プログラム」）し、児童、教職員の人権感覚を高める。
- アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処法のあり方についてのマニュアル（「早期発見・事案対処のマニュアル」）を定め、全教職員で実施する。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

3 いじめ防止等のための指導体制・組織

(1) 大浦小学校いじめ防止対策委員会の設置と役割

- いじめ防止等に関する対策や措置を学校の中核となって実効的に行うために、校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。
- いじめ防止等の対策を速やかに行うために「いじめ防止対策委員会」に「校内委員会」を設ける。役割として、校内におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- 事案の状況等に応じ、校長の求めにより、校長が必要と認める外部委員を含めた「拡大対策委員会」を開催する。拡大対策委員会の委員及び役割は要綱で定める。

(2) いじめ未然防止の対応、及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針に沿って各学年ブロック・担任と関係校務分掌が連携をしながら学校全体として取り組む。

いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の危機管理マニュアルに沿って必要な組織を開催し、速やかに対応する。

		構 成 員	備 考
大浦小学校 いじめ防止 対策委員会	(校内委員会)	(校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当)	
	(拡大委員会)	校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当 スクールカウンセラー・PTA会長・学校評議員	年2回(年度当初・年度末)
	臨時拡大委員会		重大事態の発生時(法28条①)

4 いじめの未然防止の取組 (別紙参照「いじめ防止のための年間計画」)

児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるような集団づくり、学校づくりを全教育活動を通して、年間を通じて計画的に行う。

(1) 学級経営の改善・充実

- 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員としての居場所を感じられるような学級づくりと「いじめは決して許されない」という認識を児童が持つような取組、学級のルールを守る等の規範意識を醸成する。
- 「わかる授業」を通して達成感や成就感を育てる。
- 道徳の時間・学級活動等で、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを育む。

(2) 道徳教育・人権教育の充実

- 生命を尊重する心や他者への思いやり、自己有用感・自己肯定感等を育むための教育課程(道徳、児童集会、ふれあいタイム等)を年間計画に位置づける。

(3) 「SOSの出し方教室」

- 自他の生命を大切にすること、悩みがあるときの対処の方法について各クラスで授業を行う。

(4) 子ども支援会議の実施

- 児童の困り感に寄り添い、全教職員の共通理解のもとに、充実した支援や指導ができるように、毎週1回実施する。

(5) インターネット等を通じてのいじめ防止の取組

- 児童の情報機器についての知識や使用状況を担任が把握し、発達段階や実態に合ったモラル教育の充実に努める。

(5) 家庭・地域・保護者との連携

- 学校便りやPTA総会、学校評議員会等を通じて、いじめ未然防止の重要性といじめ問題への理解を深めるための啓発を行う。また、学校ホームページに、「大浦小学校いじめ防止基本方針」を掲載する。
- 毎年「ふれあい道徳」授業の参観日を設定する。
- 学校評価においては、学校いじめ防止方針に基づく取組に係る目標達成状況を評

価して、次年度の取組の改善に生かす。なお、評価結果は、ホームページ上で公表する。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは、複雑化・潜在化し、大変見えにくいものがあることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

(1) 相談体制の整備

① 担任による面談

毎年2回「教育相談週間」を設定し、全児童を対象に担任との面談を設けて、学校での生活・学習状況について話し合う。気になる状況については、保護者、教育相談関係者・スクールカウンセラー等で情報を共有し、適切に対応する。

② スクールカウンセラーによる面談

「教育相談だより」等を通じて、スクールカウンセラーによる面談の日程を児童・保護者に周知する。

③ 適応指導教室の支援

太良町の適応指導教室の支援員が、週2回来校し、教室での児童観察・支援や教職員、保護者への助言等を専門的立場から行っている。

④ 相談箱の設置

㊦「こころの相談ポスト」 ㊧子どもの人権110番 ㊨チャイルドライン
㊩LGBTQ+のフレンズライン

(2) いじめに関するアンケート調査

県の標準様式を活用して年1回のアンケート調査を実施するとともに、学校独自の「こころのアンケート」調査を毎月1回実施して、いじめの早期発見に努める。定期的に行うことによって、いじめ抑止の効果が期待できる。

6 いじめ事案への対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、教職員がいじめと思われる事案を覚知した場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、教育委員会に覚知報告を行う。

② いじめの認知

覚知後、校内いじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実を確認するための調査を行い、いじめの定義に従い、認知の判断をする。

いじめを認知した場合は、いじめ防止対策委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。また、事案の状況に応じ、外部委員を加え拡大対策委員会を開催する。

さらに、指導体制や対応方針については、関係保護者と情報共有を行うとともに、認知後1週間を目処に教育委員会に認知報告を報告する。

③ 情報の記録及び共有

各教職員は、教育現場における安全管理の手引き及び危機管理マニュアルに従い対応するとともに、いじめに係る情報を適切に記録し共有する。

(2) 重大事態への対応

重大事態（法 28 条①）が発生した場合は、直ちに太良町教育委員会に報告するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適切に対応する。

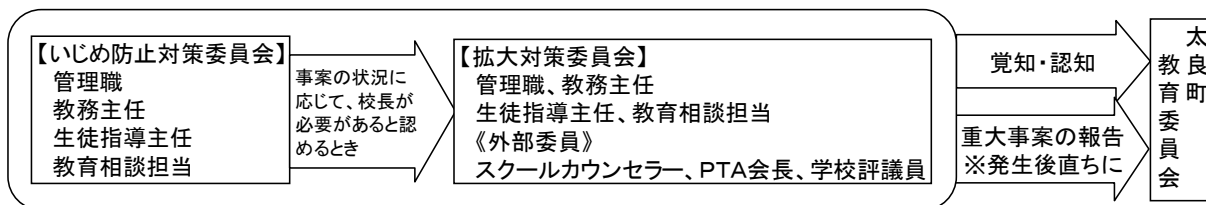
《重大事態（法 28 条①）とは》

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）

※欠席日数が年間 30 日を目安とするが、連続して欠席している場合には教育委員会に報告・相談し、学校の判断で、迅速に調査に着手する。情報を共有を旨とともに、重大事態に該当すると判断したときは、7 日以内にその旨を教育委員会を經由して、首長に報告する。

※重大事案の例) ・児童が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合



7 いじめの解消にかかる判断、再発防止の取組

「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要である。

- ① いじめにかかる行為が止んでいること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

本校の教職員は、相当の期間が経過するまで（3か月以上）は、被害・加害の様子を含め状況を注視し、被害児童・その保護者に対して、面談等を行う。いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ被害児童及び加害児童について日常的に注意深く観察する。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、教育委員会に報告する。

8 職員研修

4月…本校のいじめ基本方針や対応、本校いじめ防止プログラムについての共通理解

5月…特別支援教育に関する研修

7月…Q-Uテスト結果の分析と対策についての研修

- 情報モラル研修会（インターネット等）
8月…いじめ防止プログラムによる職員研修
9月…いじめ防止対策についての教職員自己評価
3月…いじめ防止対策についての評価と、次年度の課題・取組についての研修会

9 取組体制の点検及び評価

(1) いじめ問題に関する点検項目

いじめ問題の対応について学校自己点検を行い、改善充実を図るため。定期的に「いじめの問題に関する点検項目」を活用して点検する。また、点検結果を教育委員会に報告する。

(2) 学校評価の活用

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取り組む。年度末に取組状況について評価を行い、次年度に向けた取組の改善に生かす。

太良町立大浦小学校 いじめ防止対策委員会設置要綱

(平成29年8月1日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめに対応するため、太良町立大浦小学校に、「いじめ防止対策委員会（22条委員会）（以下「委員会」という。）を置くこととし、設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次の掲げる事務を処理する。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づく、いじめの未然防止、対応、（調査、解決、解消及び再発防止）等に関すること。

(組織)

第3条 委員会には、前条に掲げる事項を協議するため、「校内委員会」と「拡大委員会」を置く。

(校内委員会の構成)

第4条 校内委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 教務主任
- (4) 教育相談担当
- (5) 生徒指導主任等

2 校長が必要と認めるときは、校内委員会に委員以外の教職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3 校内委員会委員長は校長とする。

4 校内委員会委員長は、会務を総理し、校内委員会を代表する。

(拡大委員会の構成及び委嘱)

第5条 拡大委員会は、次の委員で組織し、当該学校の教職員以外の委員（以下「外部委員」という。）は、校長が委嘱する。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 教務主任
- (4) 教育相談担当
- (5) 生徒指導主任
- (6) P T A役員（会長、副会長又は母親部長）
- (7) 学校評議員
- (8) 学校教育、心理、福祉等に関し識見を有する者

2 校長が必要と認めるときは、拡大委員会に委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

3 校内委員会委員長は、いじめ事案の状況により、また、学校におけるいじめ防止対策の充実を図るため、必要があると認める時は、拡大委員会の開催を求めることができる。

4 拡大委員会委員長は、委員の互選によってこれを定める。

5 拡大委員会委員長は、会務を総理し、拡大委員会を代表する。

（外部委員の任期）

第6条 前条に規定する外部委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 外部委員は、再任されることができる。

（会議）

第7条 委員会の会議は、必要に応じて校内委員会委員長又は拡大委員会委員長が召集する。

2 会議は、原則として公開しない。ただし、委員が公開することが望ましいと判断した場合は、委員長が会議に諮り決定するものとする。

3 委員長が、会議の内容等により、専門家の意見を聴く必要があると認める場合には、教育委員会と協議の上、専門家の出席を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 委員会に関する庶務は、当該学校が行う。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

（施行期日）

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

平成29年8月1日一部改正し、これを実施する。（下線部）